

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

若者版

消費生活知っつく情報 **注目!**令和3年4月21日  
—第34号—

# #助けで!

ハッシュタグ  
になる前に -トラブル回避-



## 知っちょる!? 消費者トラブルまなべるサイト



このQRコードからアクセスできます!



まずは、クリックしてみよう!!



山口県消費生活センターのホームページに

若者が遭いやすい消費者トラブルの動画や体験型コンテンツなどを通してトラブル回避の方法を学べる「知っちょる!? 消費者トラブルまなべるサイト」を開設しています。

先日、「若者に多い消費者トラブル情報」のコーナーをリニューアルしました。

ネットショッピングやオンラインゲームなど、テーマ別(9つに分類)にトラブルの事例や対処方法を掲載しています。また、昨年の「消コン」の入賞作品など、学生・生徒が作成した小説、漫画、動画を掲載し、分かりやすく解説していますので、是非、ご覧ください。

例えば、「ネットショッピング」に関しては、

**インターネット通販、フリマサイト、チケット転売、定期購入、お試し、サブスクリプションがキーワード!!**

注目情報(リンク:国民生活センターHPを掲載)、若者が作成したコンテンツ(小説、漫画、動画)、アドバイスを載せています。

**Pickup****チケット転売トラブル「チケット不正転売 売るのはもちろん買うのもダメ!」**

令和元年6月14日からチケット不正転売禁止法が施行され、チケットの不正転売やそれを目的としたチケットの譲り受けが禁止されました。違反した場合は1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその両方が科されます。また、購入した側も、入場できないなどのトラブルに巻き込まれる可能性があります。

- ・ チケットを購入する際は公式チケット販売サイトかどうかよく確かめて購入しましょう
- ・ 急きょ行けなくなった場合は、公式リセールサイトを利用しましょう

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間

[月~金] 8:30~17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間

[月~金] 9:00~16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

# 豆知識

## 「成年年齢引下げ」って？

令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に変わります！

### 「成年」になるとどうなるの？

⇒ **親の同意がなくても自分の意思で様々な契約ができる**ようになります。

- ・アパートを借りる
- ・携帯電話を購入する
- ・クレジットカードをつくる など

一方で…

⇒ **未成年者取消権がなくなります。**

取消権がないと…



**新成人を悪質業者が狙っています!!**

### 「未成年者」の消費者保護制度

未成年者取消権



民法では、未成年者を保護するために、「**未成年者取消**」の制度が設けられています。

- 民法第5条において「**保護者等法定代理人の同意のない法律行為は、取り消すことができる**」とされています。(例外もあります)

# 豆知識

## 「契約」について学ぼう！

### 「契約」と「約束」の違い

契約



**法的な拘束力を持つ約束のこと**

⇒ 法律上の権利と義務が発生する。守らなければ、裁判所等から契約内容の実現を強制させられる。

約束

**当事者間で取り決めたまきまり**

⇒ 守らなくても、法的責任は負わないが、当事者間の信頼関係を損ねる。

### 「契約」の成立時期



- 買主の「買います」という申込みと売主の売りますという承諾が合意すれば、契約は成立します。口約束でも契約は成立します。
- いったん結んだ契約は、原則として一方の都合だけでやめることはできません。

### 消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ ○郵便番号(7桁)入力  
を押す

郵便番号が分からない

2

→ ○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の  
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど